

学校いじめ防止基本方針(R6年度) ※R6.6月改訂

枚方市立山田小学校

1 いじめ防止に関する考え方

はじめに

(1) 基本理念

いじめは、子どもの心やからだに、またその成長に大きく影響を及ぼす重大な人権侵害事象であり、子どもも大人も全精力を傾け、取り組むべき課題です。

全教職員が児童一人一人を尊重し、生命や人権を大切にされた教育活動を進め、児童の健やかな成長を支援し、家庭や地域とも協力しながら、子どもが安心して笑顔で学べる学校づくりを進めます。

本校では、『自らよく考える子』を中核の目標に据え、「思いやりのある児童」「最後までやりぬく児童」「自主的に行動できる児童」を最終の教育目標として、人権を尊重した「知・徳・体」の調和のとれた児童の育成を目指しています。

いじめ防止対策推進法の趣旨をふまえ、いじめ等の未然防止、解決を図るための基本事項を基本方針として定め、国及び府、市の方針を踏まえ「学校いじめ防止基本方針」を策定します。

(2) いじめの定義

いじめ防止対策推進法第2条では、『「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的または物理的な影響を与える行為(インターネットを通じて行われるものを含む。)であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。』となっています。

本校では、市の基本方針と同様に、それぞれの行為が「いじめ」にあたるか否かの判断は、表面的・形式的に行うのではなく、いじめを受けた子どもの立場に立って行います。

2 いじめの防止のための取組

(1) 基本的な考え方

いじめはどの子どもにも、どの集団にも起こりうる重大な人権侵害であるという認識のもと、学校は、家庭・地域・関係機関と連携し、いじめのない学校づくりに取り組みます。

その基本には、常態的・先行的にすべての子どもを対象にした発達指示的生徒指導を据え、日々の声掛け、あいさつ、対話、励まし等を通して、また、授業・行事を通じた個と集団への働きかけを通して、子どもたちが温かい人間関係を構築し、安心・安全に日々、学校生活を過ごしていけるようにしていきます。日々の充実した教育活動の中で、子どもたちの心と感性を育み、日常的に児童の自尊感情や自己有用感を醸成していくことを大切にします。

子どもたちが自らいじめを自分たちの問題としてとらえ、主体的に話し合う機会をつくることができますよう支援します。さらに、教職員の言動が子どもたちを傷つけたり、他の子どもによるいじめを助長したりすることがないように、常に振り返りを行うとともに、指導のあり方に細心の注意を払っていきます。

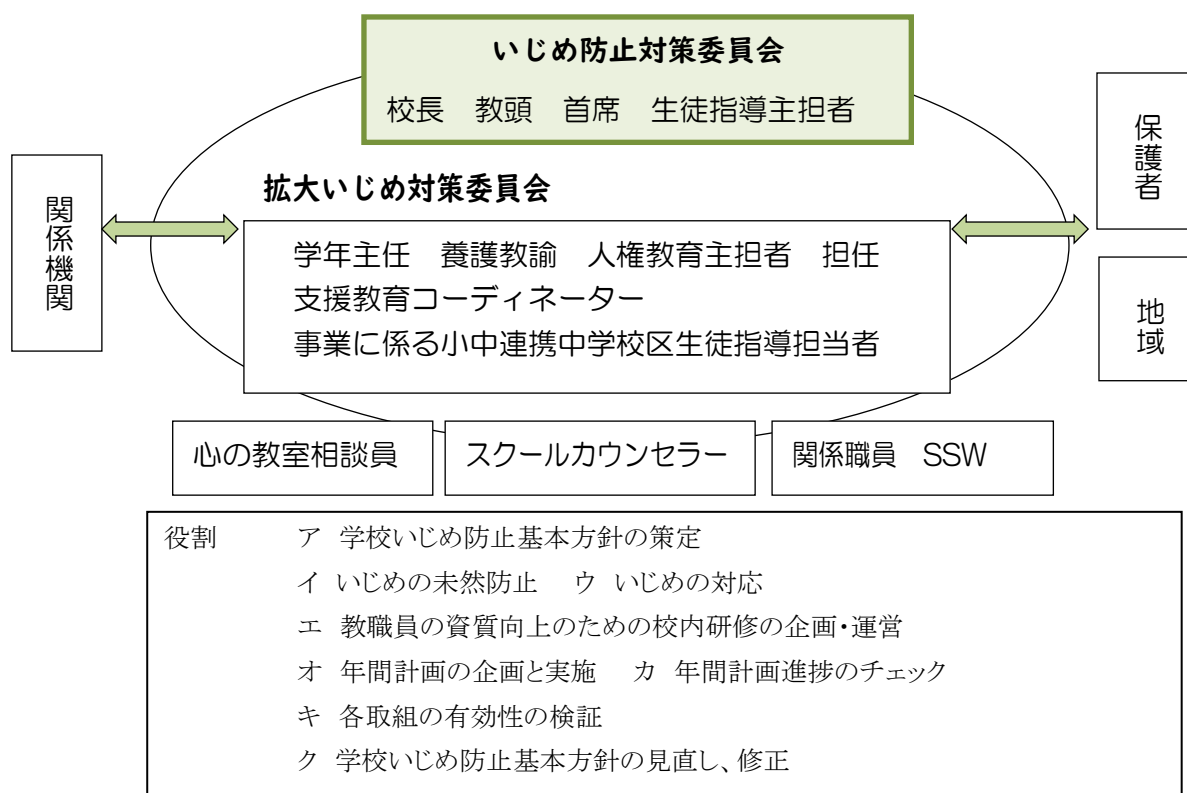
(2) 未然防止のための取組

- ・道徳教育、特別活動、学級経営、人権教育・支援教育等、教職員研修の充実
- ・「わかる授業」のための研究・研修及び実践

- ・コミュニケーション能力の育成(あいさつ、声かけ、教育活動等を通して)
- ・「いじめのサイン」の共通理解
- ・いじめを「しない」「させない」「見過ごさない」体制の確立と児童への周知
- ・児童の活躍の場、居場所、協力体制づくり ・道徳の時間を中心とする全教育活動の指導
- ・自尊感情を育む体験活動の充実
- ・相互の授業公開と参観等、学校全体の児童を見る機会の推進
- ・異学年、異世代との交流の推進
- ・学習規律の確立、規範意識の醸成
- ・読書活動の推進 ・情報モラル、正しいSNS・インターネット(スマホを含む)利用法の啓発
- ・ポーチ SNS 相談、枚方市いじめ相談窓口「お手紙相談」の活用

いじめを
「しない」「させない」
「見過ごさない」

(3) いじめ防止のための組織



(4) いじめ防止年間計画

| 月 | 学校 | 未然防止・早期発見の取組 | 保護者・地域との連携 |
|----|---------------------------------------|---|--------------------------------------|
| 4月 | 「タブレットの正しい活用法について」配布 | 学校いじめ防止基本方針の内容の確認 年間計画の確認、問題行動等調査結果の共有 体罰防止 いじめ防止研修 | 学校いじめ基本方針の周知 相談窓口の案内 参観・学級懇談 家庭訪問 |
| 5月 | 校外学習 縦割集会 学校運営協議会 非行防止教室5.6年 | 保健指導 健康診断 人権教育全体会 | 家庭訪問 土曜参観 道徳授業公開 |
| 6月 | 5年宿泊学習 | わかる授業づくりのためのアンケート 「楽しい学校生活を送るために」アンケート 人権教育全体会 | |

| | | | |
|-----|----------------------------------|---|---------|
| | | いじめ防止対策委員会 | |
| 7月 | | 人権教育研修会 | 個人懇談 |
| 8月 | | | |
| 9月 | 修学旅行 DV 予防教室(4年) | | |
| 10月 | 運動会 | 児童虐待防止研修 | |
| 11月 | 学習発表会 読書週間 学校運営協議会 校外学習 | 道徳教育研修 「楽しい学校生活を送るために」アンケート 人権教育全体会 いじめ防止対策委員会 | 個人懇談 |
| 12月 | | 教育アンケート 人権週間講話 | 個人懇談 |
| 1月 | 児童会まつり | | |
| 2月 | 縦割集会 読書週間 | 「楽しい学校生活を送るために」アンケート 人権教育全体会 いじめ防止対策委員会 | 参観・学級懇談 |
| 3月 | 卒業生を送る会 学校運営協議会 | 学校いじめ防止基本方針の見直し | |

3 いじめの早期発見

いじめは、大人の目につきにくい時間や場所で行われたり、遊びやふざけあいを装って行われたりすることが多いので、日ごろから児童の様子をしっかりと見守り、児童の些細な言動の変化に気づくよう、また教職員間や学校と保護者との間の情報共有を密にし、きめ細やかな把握といじめの早期発見に努めます。

また、学期ごとにいじめアンケート「楽しい学校生活を送るために」や教育相談を行い、いじめを訴えやすい体制や環境を整えます。いじめの未然防止のために子どもたちの豊かな情操と道徳心を培い、心の通う人間関係を構築するよう、すべての教育活動を通じた人権教育、道徳教育及び体験活動等の充実を図ります。

(参考資料) 枚方市教育委員会「子どもの笑顔を守るために」平成 25 年 4 月

- ・いじめを生まない学級づくりチェックポイント
- ・児童個別チェックシート
- ・人権意識のチェックリスト (教員用)
- ・いじめ早期発見のためのチェックリスト (教員用)

相談窓口

山田小学校 050-7102-9032

枚方市 まるっとこどもセンター(こども家庭センター)

*サンプラザ 3 号館(京阪枚方市駅東口右出ですぐ)の 4 階にあります。

*まずはお電話でお問い合わせください。

受付は午前 9 時～午後 5 時 30 分です。

(土曜・日曜・祝日及び年末年始は除く)

TEL 050-7102-3221

大阪府中央子ども家庭センター

子どもや家庭についての相談

072-828-0161

月～金の 9 時～17 時 45 分
(祝日・年末年始を除く)

大阪府すこやか教育相談 24

0570-078310

年中無休 24 時間対応

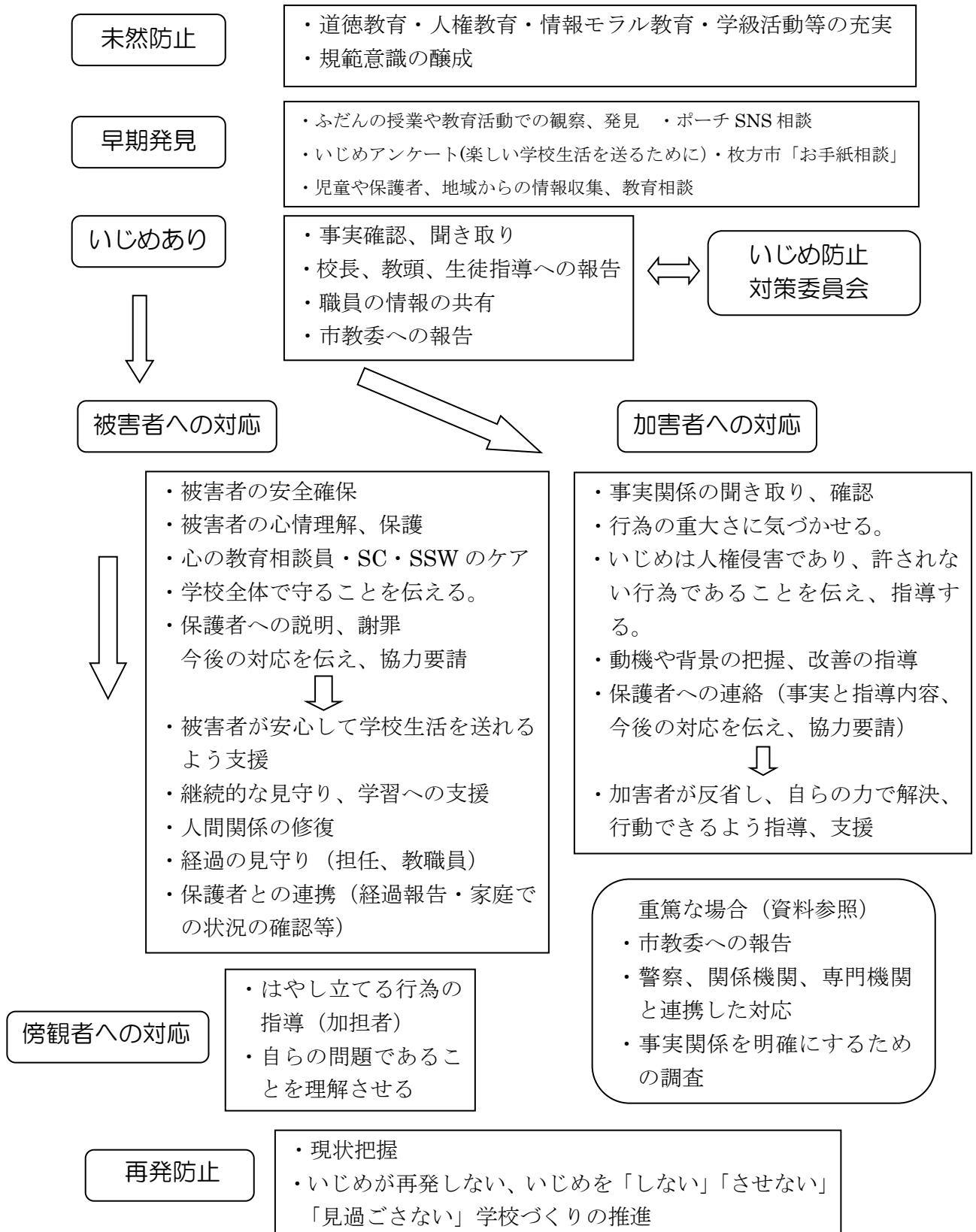
大阪中央子ども家庭センター

子どもや家庭の相談 072-828-0161

受付は午前 9 時～午後 5 時 45 分です。

(土曜・日曜・祝日及び年末年始は除く)

4 いじめへの対処チャート



5 その他

- ・ 市の基本方針、法の施行状況を勘案し、また学校の状況に応じて、随時見直しを行い、その結果に基づいて必要な対応を行います。

参考資料

枚方市教育委員会（平成 25 年 4 月）「子どもの笑顔を守るために」より抜粋

★「いじめを生まない学級づくり」のチェックポイント

| いじめを生まない学級 |
|---|
| ①学級の目標が具体化され、達成感を共有している。 |
| ②互いの意見を尊重し合い、話し合いが成り立っている。 |
| ③教員が友情や命の大切さについてメッセージを発信している。 |
| ④一人一人のよさを認めて支え合っている。 |
| ⑤係活動や当番活動により、一人一人の存在が明らかにされ、発展的な取組がなされている。 |
| ⑥子どもと学級担任が強い信頼で結ばれ、何でも相談できる。 |
| ⑦子どもと教員が共に働き、喜びや苦勞を分かち合っている。 |
| ⑧一人一人の子どもが目標や理想を持ち、その達成を目指して努力している。また、友だちの成長を共に喜び合い、さらに高め合う関係がある。 |
| ⑨教室がきちんと整理整頓され、落ち着きのある環境にある。 |
| ⑩開かれた集団として他の学級や学年、保護者や地域の方々と積極的に関わっている |

| いじめを生みやすい学級 |
|---|
| ①学級の目標が形骸化し、子どもたちが目標を共有していない。 |
| ②話を聞き合う風土がなく、一部の子ども意見が通りやすい。 |
| ③教員が友情や命について関心が薄く、あまり話題にしない。 |
| ④野次や冷やかし、乱暴な言葉遣いが横行している。 |
| ⑤係活動や当番活動などが惰性で行われている。子どもの取組が長続きしない。 |
| ⑥学級担任との信頼関係がなく、不平不満がある。 |
| ⑦子どもと教員、子ども同士が共に活動することを好まない。 |
| ⑧安易な班づくりや班競争が行われ、小さな集団での楽しみや勝敗へ固執する。また、周りの友だちの成長や成功をねたむ傾向がある。 |
| ⑨教室が雑然とし、物が破損したり、ゴミが散乱したりしている。 |
| ⑩閉ざされた集団で、自分たちだけで活動したがり、異なる人との関わりを嫌がる。 |

◆ 児童個別チェックシート（小学校用）

1 登校時・朝の会等

- 欠席、遅刻、早退が目立つ。
- 表情が暗く、どこことなく元気がない。
- 自分からあいさつせず、友だちからのあいさつや声かけもない。
- 顔や体に傷や殴られたような跡がある。
- どこかおどおどして、脅えているように感じられる。
- 教員と視線を合わせようとしない。（教員の目を避けている。）
- 教員の問いかけに答えようとしない。（何かごまかそうとしている。）

2 授業時間

- 頭痛、腹痛、吐き気等を訴え、保健室や職員室への出入りが頻繁になる。
- 一人で遅れて教室に入ってくるが多い。
- よい発言や行動をしたのに周りから賞賛や評価が得られない。
- 特定の子が発表すると笑いや冷やかし、または、無視がある。
- 体育の授業等で、特定の子にボールが回らない、または、回させない。
- 一人で活動することが多い。
- グループ活動等で、机と机が離れている。
- いつも準備や後かたづけをさせられている。
- 配付したプリントが特定の子に渡らない。
- 忘れ物が多くなる。

3 昼食時

- 給食のおかずやデザートを他人に与えている。
- 敬遠しがちなメニューを特定の子に山盛りに盛りつけている。
- 給食当番の場合、特定の子がさわった食器をさわりたがらない。
- グループで食べる時、特定の子の机だけ離されたり、ポツンと残されたりする。

4 休み時間

- トイレ等に関じこもりがちである。
- 階段の上がり下がりを繰り返すなど、一人で時間をつぶしている。
- 体育館の裏やトイレ、物陰等、目の届きにくい場所からよく出てくる。
- プロレスごっこ等でいつもやられ役になっている。
- 友達とよくふざけあっているが、なんとなく表情がさえず、おどおどしている。
- 特別な用事もないのに、職員室や保健室・図書室等にすることが多く、一人になりたがらない。
- 遊びの中で、いつもオニ役等、嫌な役をやらされている。
- 休み時間前にはなかった衣服の汚れや破れ等がみられる。

5 その他

- 特定の子が、いつも帰りの会で追及される。
- 学級内で問題が生じると、いつも特定の子どもの名前がすぐあがる。
- 班編成で最後まで所属が決まらない。活動中もよく一人である。
- 特定の子の机や椅子が取り残されたり、誰も移動させなかったりする。
- 周りの友達に異常なほど気をつけているように見える。
- 特定の子の席に座ろうとしない。
- ひどいアダ名で呼ばれている。
- 席の周りが空いている。机やイスの周りにゴミが散乱している。
- 納入金等を急に滞納しはじめた。
- 学級写真等の顔にいたずらをされている。
- 下校の通学路で、いつも友だちの荷物等を持たされている。
- 涙を流した気配が感じられる。

人権意識のチェックリスト【教員用】

- 1 あらゆる機会を捉えて生命の大切さを訴えているか。
- 2 一人一人に分け隔てなく、明るい挨拶をしたり、温かい言葉をかけたりしているか。
- 3 よく理解できる児童生徒を中心に授業を進めるのではなく、どの子も授業に参加し、一人一人のよさが発揮できるようにしているか。
- 4 不登校傾向にある児童生徒の座席等に配慮し、常に学級の一員であることを意識しているか。
- 5 特定の児童生徒に対する嫌がらせ、仲間はずれ、暴力、失敗や間違いに対する冷やかしの言動を見逃さずに注意しているか。
- 6 「いじめられる方にも問題がある」と、いじめの原因を被害者のせいにしていないか。
- 7 児童生徒の名前を「あだ名」で呼んだり呼び捨てしたりしていないか。また、相手を傷つけるような言葉で注意していないか。
- 8 遅刻や忘れ物をした児童生徒に理由も聞かずに注意したり、叱ったりしていませんか。
- 9 兄弟姉妹と比べて、ほめたり叱ったりしていないか。
- 10 「こんなこともできんのか」とさげすんだ言い方をしていないか。
- 11 「またか」「いつもだ」などと、固定的・断定的に見ていないか。
- 12 「男のくせに」「女のくせに」など、性別で差をつけたような言い方をし、男女で役割を固定した捉え方をしていないか。
- 13 個人の問題を学年やクラスなど、全体の問題のように言っていないか。
- 14 「よい学級」「レベルの低い学年」など、学級・学年に優劣をつけた言い方をしていないか。
- 15 「しっかり勉強しないといい高校に行けない」など、進路先や職業に良し悪しをつけるような言い方をしていないか。
- 16 差別を肯定したり、差別の解消に消極的な発言をしたりしていないか。
- 17 学校のホームページ等に個人情報や安易に掲載していないか。
- 18 連絡帳等を見開きで放置したり個人情報資料を不用意に扱ったりしていないか。
- 19 本人の承諾を得ないで作文や日記の内容を話題にしたり、学級通信、研究論文などに掲載したりしていないか。
- 20 家族調査や面接で知り得た情報を不用意に職場や地域で話していないか。

いじめ早期発見のためのチェックリスト【教員用】

※時系列項目児童生徒を観るポイント

- 1 遅刻・欠席・早退などが増えた。
- 2 朝の健康観察の返事に元気がない。
- 3 教室に入れず、保健室などで過ごす時間が増えた。
- 4 学習意欲が低下したり、忘れ物が増えたりしている。
- 5 授業での発言を冷やかされたり、無視されたりする。
- 6 グループにするとときに、机を離されたり避けられたりする。
- 7 休み時間に一人で過ごすことが増えた。
- 8 遊んでいるときも、特定の相手に必要以上に気を遣う。
- 9 遊び仲間が変わった。
- 10 給食のおかずの意図的な配り忘れや不平等な配膳をされる。
- 11 重い物や汚れたものを持たされることが多い。
- 12 清掃時間に一人だけ離れて掃除をしている。
- 13 責任を押しつけられたり追及されたりすることが多い。
- 14 帰りの会終了後、用事がないのに下校しようとししない。
- 15 練習の準備や後片付けを一人でしていることが多い。
- 16 急に部活動をやめたいとかクラブを変わりたいと言い出す。
- 17 グループ分けなどでなかなか所属が決まらない。
- 18 本意でない係や委員にむりやり選出される。
- 19 衣服の汚れや擦り傷等が見られる。
- 20 持ち物や掲示物等にいたずらや落書きをされる。
- 21 持ち物がなくなったり壊されたりすることがある。

重大事態への対処チャート

枚方市いじめ防止
基本指針より

重大事態の発生

- いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身または財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。
- いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間、学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。

学校

報告

教育委員会

- 「枚方市いじめ問題対策連絡協議会」等へ発生への報告
- 調査の主体を判断する

報告

市長

学校が主体で調査

教育委員会が主体で調査

拡大いじめ対策委員会

〔各学校に設置〕

<構成員>

- 当該学校の複数の教職員・心理、福祉等に関する専門的な知識を有する者・その他の関係者等

枚方市学校いじめ対策審議会

〔教育委員会に設置〕

<構成員>

- 弁護士・精神科医・学識経験者・心理、福祉の専門家等
- ※利害関係を持たない第三者

調査結果の報告

教育委員会

調査結果の報告

市長

報告

議会

必要があると認めた場合

枚方市いじめ問題再調査委員会

〔市長のもとに設置〕

<構成員>

- 弁護士・精神科医・学識経験者・心理、福祉の専門家等
- ※利害関係を持たない第三者

再調査

調査結果の報告